

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【16】
2. 日時：令和5年12月20日 13時30分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、片桐主任安全審査官※、
小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官※、
中原安全審査官※、平本安全審査専門職※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、伊藤（健）運転検査官補

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他7名

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他33名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 主幹※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 副長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任 他1名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他5名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び12月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【高濃度火山灰対応について】

- 高濃度火山灰対応における S/C 圧力 200kPa[gage]到達時の原子炉急速減圧操作について、設置許可で説明していない手順である場合には、当該手順の内容及び目的等を整理して説明すること。
- 保安規定審査における高濃度火山灰対応に係る説明項目の整理結果を踏まえ、保安規定審査資料 (TS-78) における説明内容を整理すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし